

エコマーク商品類型 No.123「建築製品(内装工事関係用資材)version2.0」
認定基準書の軽微な改定について

ケイ酸カルシウム板における再生材料の追加について、以下のとおり、軽微な改定を行うこととする。

軽微な改定案

- (1) 製品は、表1に示す対象製品毎に該当する再生材料種の再生材料配合率*1を満たすこと。

*1：製品全体に占める再生材料の質量割合

【証明方法】

申込者は付属証明書へ配合している再生材料名と配合率を記入し、原料供給者の原料供給証明書を添えて提出すること。再・未利用木材は、添付1に規定する証明を提出すること。

表1 対象製品毎の再生材料種と配合率

対象製品名	再生材料配合率(%)	再生材料種
木質系セメント板	25	再・未利用木材
パルプセメント板	10	古紙パルプ
スラグせっこう板	50	スラグ、廃石膏
石膏ボード	50	廃石膏
その他	50	エコセメント、 スラグ、 廃石膏、古紙パルプ

改定日：2007年8月2日